

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	行事の共催等の承認
根拠法令及び条項	行事の共催等に関する取扱要領第3条、第5条
審 査 基 準	
○行事の共催等に関する取扱要領 ＜別紙のとおり＞	
標準処理期間	1週間以内（特定の事情を有する事案を除く）
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

○行事の共催等に関する取扱要領

(承認の基準)

第3条 教育委員会は次の各号に該当する行事について共催又は後援をすることができる。

- (1) 那覇市又は他の地方公共団体が主催若しくは共催する行事を行う場合
- (2) 市が補助金等を支出する場合
- (3) 教育、学術、文化的行事その他教育施設推進上効果があると認められる場合
- (4) 教育関係団体若しくは研究団体等が主催する場合
- (5) その他教育長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については共催又は後援をしないものとする。

- (1) 営利団体等が行う営利意図をもつ行事
 - (2) 行政運営の方針又は施策の趣旨に合致しないと思われる行事
 - (3) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
 - (4) その他教育委員会が不適當と認める行事
- (共催又は後援承認の審査及び決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合は、教育委員会は次の各号に掲げる事項について審査し承認するかどうかを決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) 講師及び審査委員等
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定による審査に当っては、主管課は関係課とあらかじめ緊密な連絡をとらなければならない。